

補導員会だより

館林市青少年センター補導員会 編集・発行



第24号

平成30年9月14日発行

館林市青少年センター

☎ 73-4114

群馬県青少年健全育成条例の一部改正についてのお知らせ

平成30年6月26日施行

改正の趣旨

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下青少年環境整備法という）の一部改正に伴い、所要の改正を実施。
- 青少年を有害情報から守るため、フィルタリング利用を促進。

主な改正内容

青少年環境整備法の一部改正では・・・

- 携帯電話事業者等に「青少年確認義務」「保護者等への説明義務（インターネット利用により有害情報に触れること、フィルタリング利用及び有効化措置の必要性）」の新設

→現行条例で「青少年確認義務」「保護者への説明義務」の規定があるため『重複箇所の削除』、実行性を持たせるため『説明書の交付は継続』

→「保護者への説明義務」のうち、フィルタリング有効化措置に対応するため、有効化措置の説明を新たに規定【以上第28条の2第1項】

青少年環境整備法の一部改正では・・・

- 保護者から「フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申し出があれば有効化措置を講じない」の新設

→現行条例で「フィルタリングの利用を希望しない」場合は、実行性を持たせるため書面を提出する旨の規定がある。「有効化措置」についても同様の規定を新設する。

→携帯電話事業者等に提出する上記書面について、事業者、保護者の負担軽減に配慮して、電磁的記録を含むとする規定を追加【以上第28条の2第2～3項】

→現行条例で、実行性を持たせるため、事業者側に「保護者から書面の提出があった時に限り、フィルタリング利用をしない契約ができる」の規定がある。有効化措置については「書面の提出があった時に限り、有効化措置を講じないことができる」旨の規定を新設

【以上第28条の2第4～5項】

・・・裏面もご覧ください！

店側の義務と保護者の役割について

店側の義務

- ① 契約締結者、携帯電話端末の使用者が18歳未満が確認する。
- ② 青少年有害情報を閲覧する可能性、フィルタリングの必要性・内容を青少年や保護者に対し説明して、説明書を交付する。
- ③ 契約販売時にフィルタリングを使えるようにする。
【今回の改正で新設】

保護者の役割

- ① 18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。
- ② フィルタリングについて、説明を受けましょう。
- ③ フィルタリングを使えるようにしましょう。

※ フィルタリングの内容や不明な点は、各会社のホームページなどを確認して下さい。

補導員会活動報告

補導員会では、毎月22回の青色防犯パトロールを行っています。

7月の館林まつりではパレードに参加しました。青少年センターが運営に携わっている「子ども相談室」の案内を入れた鉛筆と消しゴムのセットを沿道の来場者に配りながら、歩きました。

また、例年、交流のある「足利市少年補導員」の皆さんも参加し、合同パトロールを行いました。



館林まつりパレードの様子

ひとりで悩まずに まず相談 ～子ども相談室～

保護者の方からの相談もお待ちしています！

○電話相談：月曜日～金曜日

午前9時～正午/午後1時～5時（子ども相談室QRコード）

☎：0276-73-4152

○来所相談：事前に電話で予約してください。

場所：子ども相談室（館林市民センター4階）

○メール相談：件名に「子ども相談室」と書き、本文に相談内容を書いて送信してください。

E-mail: seishonen@city.tatebayashi.gunma.jp

困っている事、悩み事、
友だちのこと、学校や家庭のこと
話せば心がホッとするよ☆

